

## 地球温暖化対策の推進に関する法律（略称：地球温暖化対策法、温暖化対策推進法、温対法）

（平成 10 年法律第 117 号）（令和 4 年法律第 68 号による改正）（令和 7 年 6 月 1 日施行）

e-Gov（法）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000117>

e-Gov（施行令）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411CO0000000143>（令和 5 年政令第 272 号による改正）（令和 6 年 4 月 1 日施行）

e-Gov（施行規則）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411M50000002031\\_20220701\\_504M60001000021](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411M50000002031_20220701_504M60001000021)（令和 4 年環境省令第 21 号による改正）

e-Gov（主務省令「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」）：

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418M60001FFA002\\_20240401\\_505M60003FFA002](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418M60001FFA002_20240401_505M60003FFA002)

（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）

（令和 5 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 2 号による改正）（令和 6 年 4 月 1 日施行）

環境省 HP：<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/domestic.html>

環境省 HP（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）：<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>

「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」p126 参照。

この法律は、日本が温暖化対策を推進するために礎となる法律です。印刷産業は、事業者の立場で適用を受け、温室効果ガスの排出量の削減、計画の策定・公表、行政が実施する施策への協力などの一般的責務が課せられています。原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上の事業者には、エネルギー起源の CO<sub>2</sub> 排出量の報告を義務付けています（ただし、省エネ法で報告）。さらに、この法律では、従業員 21 人以上の事業者で、事業場または事業者全体でエネルギー起源の CO<sub>2</sub> やメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素を CO<sub>2</sub> 換算で 3,000 トン以上排出した場合、報告を義務付けています。

「連鎖化事業者」については、<https://www.jfpi.or.jp/JBFA/committee/environ/syouene.pdf> を参照してください。

条項	条文	種類
第 1 条	（目的） この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。	目的
第 5 条	（事業者の責務） 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。	責務規定
第 23 条	（事業活動に伴う排出削減等）	努力義務

	事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。	
第24条第1項	(日常生活における排出削減への寄与) 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務(以下「日常生活用製品等」という。)の製造、輸入若しくは販売又は提供(以下この条において「製造等」という。)を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。	努力義務
第24条第2項	日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。	努力義務
第26条第1項	(温室効果ガス算定排出量の報告) 事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。)に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令 <sup>解釈上の注釈1</sup> で定めるもの(以下「特定排出者」という。)は、毎年度、主務省令 <sup>解釈上の注釈2</sup> で定めるところにより、主務省令 <sup>解釈上の注釈3</sup> で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令 <sup>解釈上の注釈4</sup> で定める事項(当該特定排出者が政令 <sup>解釈上の注釈5</sup> で定める規模以上の事業所を設置している場合にあっては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令 <sup>解釈上の注釈6</sup> で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令 <sup>解釈上の注釈7</sup> で定める事項)を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)に報告しなければならない。 ( <sup>解釈上の注釈1</sup> ) 施行令第5条第1号から第16号で規定。印刷産業に関わる事業者は、第1号(原油換算エネルギー使用量1,500キロリットル以上)、第3号(荷主として輸送量3,000万トンキロ以上)、第10号(非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量3,000トン以上排出)、第11号(メタンをCO <sub>2</sub> 換算で3,000トン以上排出)、第12号(一酸化二窒素をCO <sub>2</sub> 換算で3,000トン以上排出)、第13号(ハイドロフルオロカーボンをCO <sub>2</sub> 換算で3,000トン以上排出)、第14号(パーフルオロカーボンをCO <sub>2</sub> 換算で3,000トン以上排出)、第15号(六ふっ化硫黄をCO <sub>2</sub> 換算で3,000トン以上排出)、第16号(三ふっ化窒素をCO <sub>2</sub> 換算で3,000トン以上排出)。ただし、第10号から第16号は、常時使用する従業員の数が21人以上である者に限定。「印刷産業のための環境関連法規集(2022年版)」p128表II-3-13参照。 ( <sup>解釈上の注釈2</sup> ) 主務省令第4条第1項。毎年度7月末日までに、主務省令様式第1を使用して所定の事項を記載した報告書を提出と規定。 ( <sup>解釈上の注釈3</sup> ) 主務省令第3条。以下と規定。 一 二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素 4月1日から翌年3月31日まで 二 ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素 1月1日から12月31日まで ( <sup>解釈上の注釈4</sup> ) 主務省令第4条第2項。事業者の概要と排出量で、引用省略。 ( <sup>解釈上の注釈5</sup> ) 施行令第5条第1号から第8号で規定。印刷産業に関わる事業所は、原油換算エネルギー使用量1,500キロリットル以上、非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、又はメタン若しくは一酸化二窒素若しくはハイドロフルオロカーボン若しくはパーフルオロカーボン若しくは六ふっ化硫黄若しくは三ふっ化窒素をCO <sub>2</sub> 換算で3,000トン以上排出の事業場。 ( <sup>解釈上の注釈6</sup> ) 主務省令第4条第1項。毎年度7月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出と規定。 ( <sup>解釈上の注釈7</sup> ) 主務省令第4条第3項。事業場の概要と排出量で、引用省略。	義務 (20万円以下の過料)

第26条第2項	<p>定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であって主務省令<sup>解釈上の注釈 8</sup>で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）とする。</p> <p>（解釈上の注釈 8）主務省令第5条の2。連鎖化事業者に関わる事項のため引用省略。</p>	義務 (連鎖化事業者)
第27条第1項	<p>（権利利益の保護に係る請求）</p> <p><b>特定排出者</b>は、前条第1項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令<sup>解釈上の注釈 9</sup>で定めるところにより合計した量をもって次条第1項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる<sup>解釈上の注釈 10</sup>。</p> <p>（解釈上の注釈 9）主務省令第7条。引用省略。</p> <p>（解釈上の注釈 10）次項（法第27条第2項）で規定。</p>	権利付与 (特定排出者)
第27条第2項	<p><b>特定排出者</b>は、前項の請求を行うときは、前条第1項の規定による報告と併せて、主務省令<sup>解釈上の注釈 11</sup>で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。</p> <p>（解釈上の注釈 11）主務省令第6条。毎年度7月末日までに、排出量の報告書と併せて、主務省令様式第1の2による請求書を提出と規定。</p>	その他
第32条第1項	<p>（情報の提供等）</p> <p><b>特定排出者</b>は、主務省令<sup>解釈上の注釈 12</sup>で定めるところにより、第26条第1項の規定による報告に添えて、第29条第1項及び第3項の規定により公表される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。</p> <p>（解釈上の注釈 12）主務省令第11条。第4条第1項に規定する報告書に、主務省令様式第2による書類を添付することにより行うことができると規定。</p>	権利付与 (特定排出者)
第36条第1項	<p>（事業者の事業活動に関する計画等）</p> <p><b>事業者</b>は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。</p>	努力義務
第36条第2項	<p>前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。</p>	努力義務